

なら こじかつうしん



6
JUNE
Vol.38

- 1 警察を名乗る電話に注意!!
ー警察がLINEに誘導することはありませんー
- 2 ネット通販の落とし穴、知って安心!!
定期購入トラブルの事例をチェック!!
- 3 見守り新鮮情報
「毛染めによるアレルギーに注意!!」
- 4 消費者の目
「5月は消費者月間です」

知らない番号からの電話は慎重に対応する!!
非通知でかかってきた電話には出ない!!

警察を名乗る電話に注意!!全国の消費生活センター等に相談急増!!

注意

下4桁が「0110」の番号から電話があり警察を名乗って逮捕状が出ていると言われた…

注意

警察を名乗る電話の後「逮捕される」とLINEのビデオ通話に誘導された。警察手帳を見せられ信用してしまい、個人情報を伝えてしまった…

警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ったり、金銭を個人の口座に振り込ませることはありません。
警察を名乗る電話があっても慌てず、いったん電話を切って、消費者ホットライン「☎188」または警察専用電話「#9110」番に相談してください。

困った…と思ったら、すぐにご相談を!!

奈良県消費生活センター → 相談専用 ☎ 0742-36-0931

奈良県消費生活センター 中南和相談所 → 相談専用 ☎ 0745-22-0931

相談受付時間 → 月～金(9:00～16:30) 祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン → **局番なし ☎ 188(いやや)**
※お住まいの市町村の消費生活相談窓口をご案内します

トラブル
増加中!!

ネット通販の落とし穴、知って安心!! 定期購入トラブルの事例をチェック!!

美容液が...

初回だけ**500円** ➡ 2回目以降は**1万円**



初回は安く、
2回目以降が高額料金...

しかも
○回購入が
条件!?



電話だけじゃ
なくてSNSの
登録も必要!?

24時間365日
簡単に解約可能



簡単に止められると
あったのに...
面倒な手続きが必要

本日限定
特別価格
1回限り解約不要

1,980円
購入回数の縛りなし

購入する



途中解約が
できないの!?

特典を付けたら、
途中解約が
出来ない内容に
なっていた...

これって一回限りじゃない? 購入前の確認ポイント!!

- ✓ 定期購入が条件になっていませんか?
- ✓ (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決められていませんか?
- ✓ 支払うことになる総額はいくらですか?
- ✓ 解約の際の連絡手段や「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか?
- ✓ お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか?

最終確認画面の表示内容を必ずスクリーン
ショットで保存しておきましょう!!

毛染めによるアレルギーに注意 ⚠

アナフィラキシーが起きることも!!

旅行当日、自分で毛染めをした。その後、車で空港に向かい到着したらだんだん意識がもうろうとしてきた。

空港の診療所で診てもらったところ「アナフィラキシーショックを起こしている」と言われ、救急車で近隣の病院に行き、抗アレルギー注射を打って事なきを得た。しかし、旅行には行けなかったし、まだ体調がすぐれない。染める前にパッチテストはしていない。
(60歳代女性)



ワンポイントアドバイス!!

ヘアカラーリング剤の中でも酸化染毛剤（ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め、おしゃれ染めなどと呼ばれる）は、アレルギー性接触皮膚炎を起こしやすい傾向があります。また、様々な症状が現れる急性のアレルギーであるアナフィラキシーが起ることがあります。



酸化染毛剤により一度でも、かゆみ、赤み、などの異常があった人は、以後の使用は絶対にやめてください。パッチテストもしないでください。一度目のアレルギー症状が軽くても、使用し続けるとしだいに症状が重くなる場合があります。

これまでに異常を感じたことがなくても、継続的に毛染めをするうちにアレルギーになることがあります。酸化染毛剤を使用する際は、必ず毎回パッチテストをしましょう。美容院などで行う際も注意が必要です。



※異常を感じた場合は使用を止めて医療機関を受診しましょう!!



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。



—5月は消費者月間です—



令和7年度
テーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン
志向消費～どのグリーンにする?～



毎年5月は「消費者月間」と位置付けられ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業や取り組みが全国で集中的に行われます。消費者庁では、安心・安全で豊かな消費生活を実現するために、全国統一テーマを定めています。

令和7年度
消費者
フォーラム

令和7年5月17日(土)「消費者フォーラムin奈良」
奈良公園バスターミナルで開催します!!



テーマ:だまされる心の法則

～心理学からみる詐欺・悪質商法の予防対策～

講師:立正大学心理学部 対人・社会心理学科

にしだ きみ あき

教授 西田 公昭 氏



問い合わせ

奈良県消費生活センター ☎ 0742-32-0621

FAX 0742-32-2686

ホームページ

<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>



QR コード

奈良新聞 令和7年5月6日掲載「消費者の目」より

発行:奈良県消費生活センター



〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階

啓発 ☎ 0742-36-0931

FAX ☎ 0742-36-0931

毎月第3水曜日(11:45~11:59)
ならどっとFM「ひるなら784」に
出演しています!!

※放送予定日

5/21(水)

6/18(水)



うまい話には
ご用心!!



奈良県消費生活センター
マスコット しっかりくん



ホームページ

<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>



なら こじかつうしん 6月号(2025年5月15日発行)